

2 0 2 3 年 度

香川大学経済学部編入学試験

問 題 用 紙

小論文

7 ページ

【注意事項】

1. 監督者の「解答始め」という指示があるまで、問題用紙を開かないこと。
2. 「解答始め」の合図と同時に、すべての解答用紙に受験番号を書くこと。
3. 落丁、乱丁、印刷不鮮明の箇所があった場合は、黙って手を挙げて、監督者の指示を受けること。
4. 質問があるときやその他の用事があるときは、黙って手を挙げて、監督者の指示を受けること。
5. 解答は、解答用紙に横書きで記入すること。
6. 解答を訂正する場合は、きれいに消してから記入すること。
7. 解答用紙及び下書用紙は、片面のみを使用すること。
8. 解答を書き終えた者は、黙って手を挙げて、監督者の指示を受け、退室することができる。

「福祉と少子高齢化」について書かれた次の文章を読んで、設問に答えなさい。

①みなさんは「福祉」と聞くと、何を思い浮かべるだろうか。経済的・身体的に困難を抱えた、限定された人に対する援助、というのが一般的なイメージかもしれない（＝狭義の福祉）。しかし、「福祉」という言葉の語源をたどると、「福」も「祉」も幸福（満ち足りた生活）という、幅広い人に対する意味を持つ（＝広義の福祉）。

では、福祉は何で測ることができるのだろうか。所得が高ければ福祉の度合いが高いと単純に考えてよいだろうか。また、消費者が財・サービスを購入して得られる満足感のことを「効用」というが、効用が高ければ、福祉の程度が高いといえるだろうか。所得や効用だけで、私たちの福祉を十分に捉えることができるだろうか。

これは、「福祉」は何で測ることができるのかという重要な問いである。厚生経済学や社会選択理論で大きな影響力を持つアマルティア・センが論じたように、所得や効用だけで人の「福祉」は捉えられない。人間は経済的側面以外に、さまざまな社会関係の中で生き、多様性を持った存在だ。その多様性を踏まえながら「福祉」を考える必要がある。そこで重要なのは、個人が選択できる生き方の幅がどの程度あるのか、どの程度「自由」があるのか、である。個人の「福祉」は、その人の生活の質、生活の良さとして見ることができるからである。人の生活とは、相互に関連した「機能」（ある状態になったり、何かをすること）の集合からなっている。適切な栄養を得ているか、よい健康状態にあるか、清潔な住まいがあるか、孤立せず親密な関係（家族など）の中で生きているか、自尊心を持っているか、社会生活に参加しているか。このように人の存在は、さまざまな「機能」から構成されている。この機能の組み合わせが潜在能力（capability）である。「福祉」の潜在能力アプローチは、従来の経済学における厚生・効用・福祉といった根本概念を大きく変えたのである。

こうした福祉は、誰がどう担っているのだろうか。福祉の供給は、福祉国家・家族・市場・非営利部門（コミュニティ）の4部門が担う「福祉多元化」「混合福祉」の状況にある。

第1に、そもそも家族内の福祉ケア（高齢者の介護や子育て）を担ってきたのは家族（主に女性）や親族、そして地域社会であり、家族や親族が福祉の供給を担ってきたといえる。

第2に、福祉国家である。福祉国家（welfare state）という言葉は、1930年代にイギリスで最初に使われた。当時、ドイツのファシズムを権力国家（power state）と呼び、それに対してイギリスは福祉国家をめざすべきなのだと主張がなされた。同じくイギリスで政府の委員会から「ベヴァリッジ報告」という重要な報告書が出され、そこで描かれた戦後の福祉国家の青写真は、世界各国に大きな影響力を持ち、福祉国家という言葉が広く世界に知られるきっかけとなった。

第3に、企業（民間営利部門・市場）である。企業も従業員に対し福利厚生事業を提供するという意味で福祉の主体である。また、民間の株式会社が介護や保育事業に進出するよう

になって久しい。民間営利部門も福祉供給を担うようになってきたのである。

第4に、NPOや生活協同組合、あるいはコミュニティ（地域社会）といった非営利部門である。社会的企業という言葉もあるように、近年では福祉の重要な担い手となっている。

この福祉供給を担う4部門の間の役割分担について、「福祉ダイヤモンド」「ケアダイヤモンド」という理論で、そのサービスや財源のあり方を分析する研究も生まれてきた。

では、福祉をめぐる政策の目的は、究極的には「福祉」の実現である。ここでは消極的な目的、積極的な目的に分けて考える。

まず、歴史的にさかのぼって消極的な目的から見ていこう。日本の戦後社会保障制度のお手本とされたイギリスの「ベヴァリッジ報告」では、「ゆりかごから墓場まで」の社会保障計画によるナショナル・ミニマムの保障という考え方が打ち出された。そこでは、回避されるべきものとして、窮乏（want）、疾病（disease）、無知（ignorance）、不潔（squalor）、無為（idleness）の「5つの巨悪」があり、これを退治するために個別政策が設計された。すなわち、窮乏の退治には所得保障政策、疾病の退治には保健・医療政策、無知の退治に対して教育政策、不潔の退治に住宅政策、そして無為の退治に雇用政策が形成されてきた。

くわえて現代社会では、「6つ目の巨悪」として能力障害（disability）や虚弱（frailty）も存在する。さらに、ジェンダー・年齢・人種・障害などの属性に基づく差別やハラスメント、児童虐待や高齢者虐待、DVという暴力も社会問題化している。よって「7つ目の巨悪」として差別（discrimination）、ハラスメント（harassment）、虐待（abuse）、暴力（violence）もあげられる。

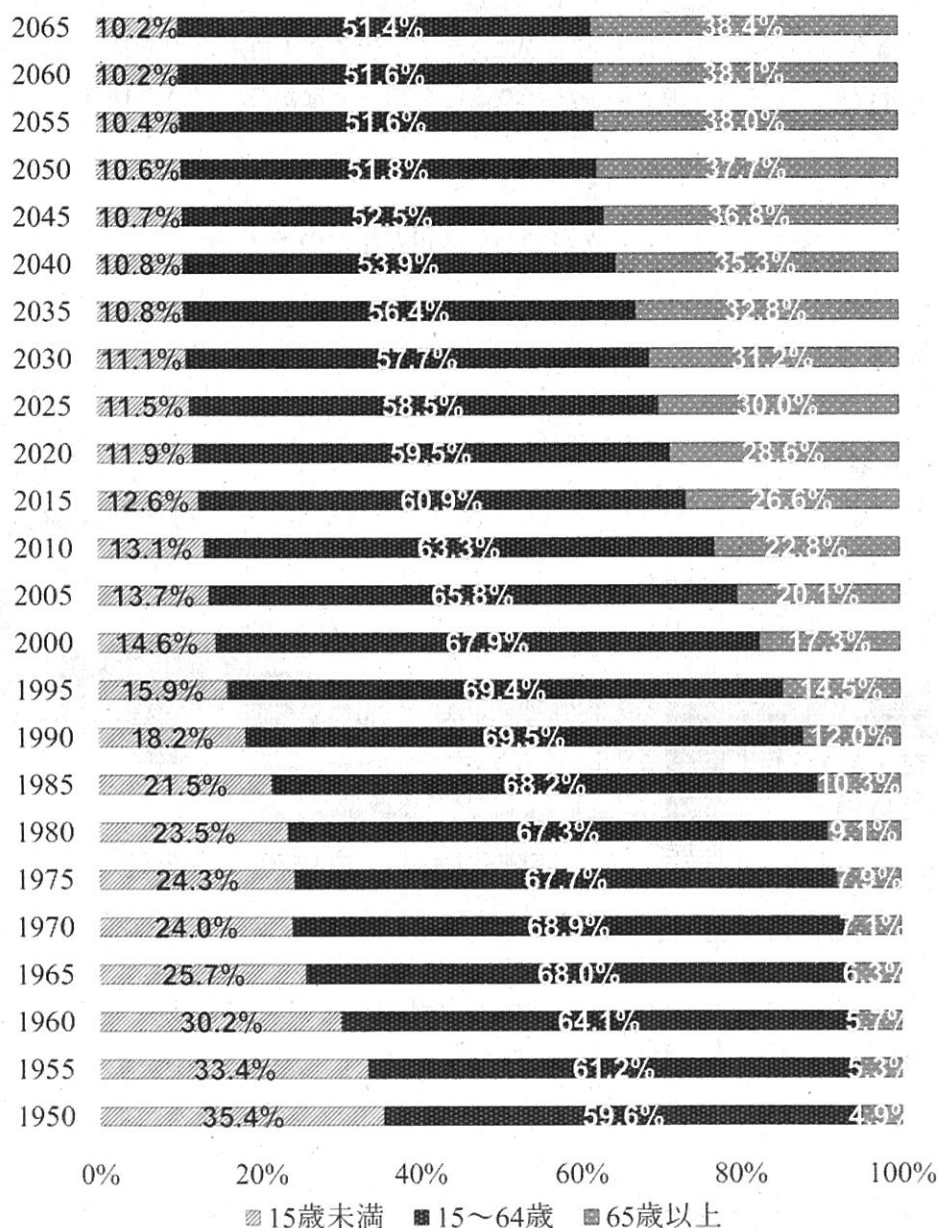
一方、積極的な目的は、上記の「巨悪」の裏返しとして捉えられる。すなわち、①窮乏に対して豊かさ、②疾病に対して健康、③無知に対して発達、④不潔に対して快適さ、⑤無為に対して自己実現、⑥能力障害・虚弱に対して能力発揮・回復、⑦差別・ハラスメント・虐待・暴力に対して、権利擁護をめざしていくことが積極的な目的と位置づけられる。

政策の手段としては、給付と規制がある。給付は直接給付（現金による給付、または現物〔サービス〕による給付）と間接給付（所得控除、各種控除、税制上の優遇措置）とがある。また、規制による政策も広範囲にわたる。たとえば、労働基準法や男女雇用機会均等法といった労働条件に関する法律や、男女共同参画社会基本法といった規制政策は、消極的な目的だけでなく、積極的な目的を果たすうえで重要な手段である。また、医療、福祉、教育といった社会サービスには、設置基準や職員配置、資格などを定める諸規制によって、その質が一定に保たれるように定められている。

日本は世界一の高齢化率であるとともに、この間、少子化も進行してきた。図1によって、人口構造を見ると、1990年では生産年齢人口（15～64歳）が69.5%だったのが、2065年には51.4%となると予測されている。また、2065年には65歳以上の高齢者人口が38.4%を占

めるようになると推計されている。晩婚化（晩産化）と高齢化が同時に進行することで、ダブルケア（育児と介護の同時進行）も社会問題化しており、少子高齢化が確実に進行している。

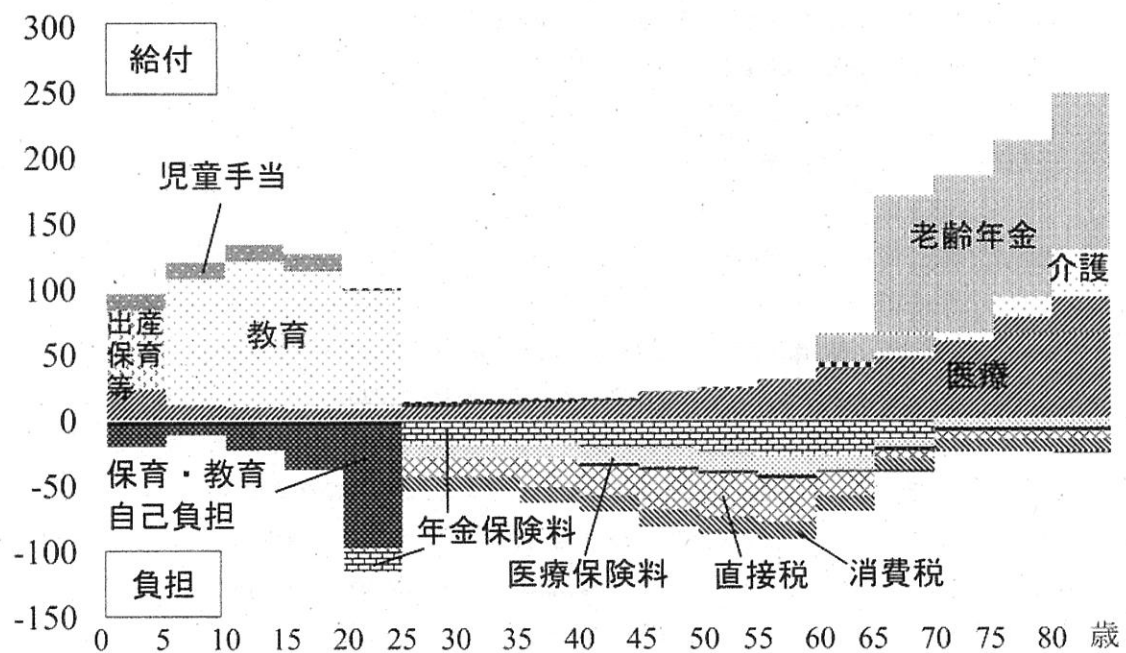
図1 日本の年齢別人口構成の推移（1950～2065年）



（出所）1950～2020年：総務省統計局『国勢調査』，2025～2065年：
国立社会保障・人口問題研究所『将来人口推計』より作成。

少子高齢化が経済社会に及ぼす影響については、多くの議論がある。労働力不足の問題、地方の過疎化による地域経済の衰退など、②少子高齢化が経済成長にマイナスの影響をもたらすというイメージは根強い。しかし、人口が経済に及ぼす影響は単純に議論できるものではない。たとえば、人口減少により国内市場が縮小しデフレにつながる、または国内市場が空洞化する、という議論がある。しかし、それが人口減少だけの要因によるのかは精査が必要である。生産年齢人口は減るが、高齢者人口は増え続けるため、新しい市場や産業が形成されていく面もある。少子高齢化イコール経済成長にはマイナス、という単純な図式や、少子高齢化危機論そのものを、図2にあるように、ライフサイクルでみた税や社会保険などの負担、保育・教育や、医療・介護・年金などの給付を踏まえながら、冷静に検討する必要がある。

(万円) 図2 ライフサイクルでみた負担と給付のイメージ



(出所) 厚生労働省「ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」(2021年)より作成。

では、③少子高齢化時代の福祉はどこへ向かうのか。ここでは、介護・育児の社会化、ジェンダー主流化の点から具体的に考えていこう。

従来、家族でとくに女性が担っていた介護や育児といった無償労働のコストを、社会全体で分担しようというのが介護・育児の社会化である。さかのぼれば、介護、育児それぞれの

社会化にとって、1989 年が 1 つの大きな転換期である。

まず介護の社会化についてであるが、1989 年とは、消費税 (3%) が導入された年であり、その根拠となったのが高齢化社会に向けた福祉拡充のための財源確保の必要性であった。1989 年 12 月にゴールドプラン (高齢者保健福祉 10 カ年戦略)、94 年に新ゴールドプラン (高齢者保健福祉 10 カ年戦略の見直しについて) が出され、「新しい公的介護システムの創設を含めた総合的な高齢者介護対策の検討」が課題とされた。1997 年に介護保険法が成立し (2000 年施行)、介護が必要な人を社会全体で支える仕組みがつくられた。社会保険の原理を導入し、40 歳からそのリスクに備える仕組みが用意されたが、実際には税と保険の両者が混じった仕組みであることに留意したい。

介護保険が導入される前は、介護サービスは、医療保険である老人保健制度か、社会福祉制度の特別養護老人ホームで提供されていた。医療と福祉の 2 つの制度で給付されるサービスの内容や費用負担のバランスが悪かった。本来、福祉的な支援が必要とされる人が、老人病院に入院することも多く、社会的入院が発生し、老人医療費の非効率性が問題となった。さらに措置制度 (利用者が福祉サービスを選ばず、行政が一方的に福祉を割り当てていた制度) の財源不足も問題となっていた。このように福祉と医療制度の役割を問い直し、財源不足に対応するため、介護保険制度が創設された。介護保険法の着実な推進のために 1999 年ゴールドプラン 21 (今後 5 カ年間の高齢者保健福祉施策の方向) が策定され、市町村の果たす役割がより拡大した。

もともと介護保険は 5 年後に見直すことになっていたため、2005 年に介護保険法が改正された。介護の必要な度合いを示す「要介護度」「要支援」の区分けが変更され、要介護者の発生予防が重要とされた。介護保険導入によって民間セクターの比重が拡大し、準市場 (後述) の福祉改革が進行している。2015 年の介護保険改正では、介護サービス利用料の自己負担割合を引き上げ、一律で 1 割から一定の所得がある人は 2 割負担となった。また、特別養護老人ホームの入所対象者が狭められた。

次に、育児の社会化について見ていこう。1989 年、出生率が 1.57 となり、1990 年「1.57 ショック」として社会問題化した。人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準を「人口置換水準」というが、それは 2.07 くらいであり、人口置換水準を大幅に下回る結果となった。これを契機に、仕事と子育ての両立支援や子どもを生み、育てやすい環境づくりに向けた取り組みが始まった。

1994 年「エンゼルプラン」(今後の子育て支援のための施策の基本的方向について) と「緊急保育対策等 5 カ年事業」、1999 年「新エンゼルプラン」(重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について)、2001 年「仕事と子育ての両立支援等の方針」(待機児童ゼロ作戦) と対策が打ち出され、保育供給不足への対応がなされてきたが、国や地方自治体の保育需要の見込み (ニーズ調査に基づく目標事業量の想定) が低く、供給不足の抜本的な解決

はなされていない。

その一方で、保育事業の規制緩和が 1999 年から進行し、地方自治体や社会福祉法人以外の供給主体（株式会社や NPO など）も認可保育所を開設することができるようになった。また、保育の供給不足がとくに都市部で深刻で、待機児童が減らないことから、定員の弾力化（定員を超えて児童を預かる）や、小規模保育園の開設に関わる規制緩和が進められてきた。

それでも少子化は下げ止まらず、結婚した夫婦が生む子どもの数も減っていることから、2002 年「少子化対策プラスワン」において、専業主婦への支援、男性への支援、企業のもう一段の取り組みが課題とされた。そこで 2003 年「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や企業等における行動計画の策定や実施が進んできた。

民主党政権（2009～2012 年）では、自民政権の「少子化対策」の枠組み自体を捉えなおし、2010 年「子ども・子育てビジョン」において「チルドレンファースト」の理念を打ち出した。普遍的な子ども手当制度の導入や児童扶養手当を父子世帯にも導入するなど、子ども施策の大きな改革がなされた。

その後、自民政権下で、子ども・子育て新制度がスタートし、準市場の構造の中で保育・地域子育て支援が展開されている。準市場とは、イギリスで用いられてきた quasi-market の訳語である。国家による独占的な供給体制を見直し、競争的な「市場」原理を活用するが、公的規制（参入規制や質に関する規制）と公定価格を設定してサービスがコントロールされる。日本では介護サービス、保育サービスなどの改革論でこの概念が用いられるようになった。

その後の自民政権において、消費増税の増収分の使途変更により、2019 年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まった。しかし、無償化よりも待機児童ゼロ（全入化）を求める声も根強い。

日本が「男性稼ぎ主」型と特徴づけられる要因の 1 つに、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段（ジェンダー主流化）の発展が遅いことがあげられる。2004 年からワーク・ライフ・バランス憲章が策定されるなど、ジェンダー平等化、男性の働き方・企業の労働慣行の改革が求められてきた。

歴史的には、1975 年「国連の国際女性年」に第 1 回世界女性会議が開催され、「世界行動計画」が策定された。日本も婦人問題企画推進本部を設置し、1977 年「国内行動計画」、81 年「国内行動計画後期重点目標」、87 年「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、96 年「男女共同参画 2000 年プラン」、そして、99 年「男女共同参画社会基本法」へとつながり、ようやく基本的な法整備が整えられてきた。

しかし、強固な「男性稼ぎ主」型からの脱却には依然として課題も多く、新たな福祉国家・市場・家族・非営利セクター間の福祉をめぐる役割分担の見直しと、家庭内自体の役割分担の見直しが求められてきた。実際には、非正規化の進行で労働市場が劣化し、また長時間労働

働の改善が進んでいない。一方で若い世代には仕事と生活とバランスを保って過ごしたいという意識が広がっている。さらに非正規労働者にはワーク・ライフ・バランス支援制度を利用する資格が十分でないこともあり、制度利用資格の面で、男性と女性、そして、正規と非正規職の間で差のない中立な制度にしていくことが求められている。

(出典) 横浜国立大学経済学部 テキスト・プロジェクトチーム編『ゼロからはじめる経済入門』有斐閣, 2019年, 所収。ただし, 出題のために一部を改変してある。

- 設問1 本文は、下線部①「みなさんは「福祉」と聞くと、何を思い浮かべるだろうか」という問いかけで始まっている。著者自身は、「福祉」は何であると考えているか。本文に則し、著者の考える福祉について、福祉の測り方、福祉の担い手、福祉政策の目的、福祉政策の手段を踏まえながら、400字以内で要約しなさい。
- 設問2 下線部②で、著者は、「少子高齢化が経済成長にマイナスの影響をもたらすというイメージ」に疑問を投げかけ、「人口が経済に及ぼす影響は単純に議論できるものではない」と述べている。少子高齢化による人口構成の変化を、どのように読み取ったら良いか、図1と図2を参照しながら400字以内で述べなさい。
- 設問3 下線部③に関連し、本文を参考に、少子高齢化時代の福祉はどこへ向かうのかについて、あなたの考えを400字以内で述べなさい。